

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	出産育児一時金の支給	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第6条 堺市国民健康保険条例施行規則第3条、第3条の2	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、申請（直接支払制度を利用する場合は申請不要の場合あり）により、出産育児一時金488,000円（産科医療補償制度適用の場合50万円）を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者が出産したとき。妊娠12週以上。死産・流産を含む。 2 他の健康保険の被保険者であった者が資格喪失の前日までに継続して1年以上被保険者であったとき、資格喪失後6カ月以内に出産した場合、資格喪失前の他の健康保険より一時金の支給を受けることができ、他の健康保険より支給を受ける場合は、国民健康保険から支給を受けられない。 3 出産育児一時金の請求と受け取りを被保険者に代わって医療機関が行う直接支払制度を利用する場合は、申請は不要 ただし、出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、差額が支給されるので、申請が必要。 4 申請に必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印かん（朱肉を使うもの） ※世帯主が自署する場合は不要 ・母子健康手帳等出産が確認できるもの（死産の場合は、埋火葬許可証等） ・世帯主名義の金融機関の口座がわかるもの ・医療機関から交付される代理契約に関する文書（合意文書）の写し ・医療機関から交付される出産費用の領収・明細書の写し ・海外で出産した場合、 出生証明書（外国語で作成されている場合は、翻訳者の住所氏名を記載した翻訳文を添付） 渡航が確認できるパスポート（自動化ゲートで出入国した場合は、出入国したことがわかるスタンプ又は出入国した日がわかる航空券の半券等が必要） 	
標準処理期間	標準処理期間	現金払：即日 口座払：30日
	標準処理期間を設定できない理由	